

博士論文審査及び最終試験の結果

審査委員(主査) 三谷恭之 

本論文は、動詞の意志性という問題を取り上げて、タイ語と日本語のいくつかの文法現象においてその問題がどのように関わっているかを考察しようと試みた研究である。ここで動詞の意志性というのは、その動詞が意志動詞（随意動詞）であるか無意志動詞（不随意動詞）であるかという区別のことをいうが、著者が本論文で示したかったことは、そういった区別自体はむろんタイ語にも日本語にも存在するが、その区別が個々の具体的な現象において形式面にどう反映されるかという点になると、タイ語と日本語の間でかなりの相違が認められること、具体的にいうならば、タイ語では語のレベルにおいても構文のレベルにおいても動詞の意志性がほぼ一意的なやり方で形式面に現れるのに対し、日本語ではその点でやや曖昧で、形式面での現れ方に多意的なところがあるということを示したかったものと思われる。結果として、本論文はそのことの例証に終始した嫌いはあるものの、著者の意図するところは十分に示されており、従来、動詞の意志性の問題がタイ語学および日本語学において個別に（かつ散発的に）言及されるのみで、二言語の間でとくに比較されることのなかったことに鑑みると、二言語の間にそのような相違が存在することを指摘し注意を喚起すること自体が、今後の、日本におけるタイ語教育に対しても、タイにおける日本語教育に対しても、大いに寄与することが期待される。

本論文は六章より構成される。第一章で意志性についての定義等を述べた後、第二章では、まず、タイ語における動詞の意志性の問題の重要性を示す事例として、いわゆる動詞連続構文を取り上げて、それに含まれる動詞（とくに第二動詞）の意志性が構文の意味解釈や否定辞の位置と否定のスコープ等に以下に関与するかを示している。さらに、タイ語と日本語の顕著な違いの事例として、他動詞の意志性の問題を取り上げ、日本語では「魚を焼く」と「火事で家を焼く」のように意志動詞が文脈によって無意志動詞になるといったことが少なくないのに対し、タイ語ではそのような現象がなく意志動詞は常に意志動詞であるという事実を指摘する。第三章から第五章にかけては、タイ語と日本語の何種類かの使役構文、受動構文、および目的表現（ために/ように構文）を事例として取り上げて、それらの構文がタイ語、日本語それぞれにおいて意志性に関してどのような特徴を持っているかを例文に当たって観察、分析し、タイ語と日本語のほぼ対応する構文において意志性の問題の現れ方がどう異なっているかを示そうと試みている。意志性に関する特徴といったのは、その構文に直接関与する名詞句の有生/無生、および動詞（助動詞を含む）や動詞句の意志/無意志の別によって示されるその構文の構造的特徴のことであって、たとえばタイ語の使役構文の一つとされる *tham* 使役文は、N P 1 [+有生] + 助動詞 *tham* [-意志] + N P 2 [土有生] + V P [-意志] という形で表され、その他の使役構文との統語的意味的差異もこのような分析により明瞭にされる。タイ語についてはこのような分析記述が一つ一つの構文について比較的丹念になされ、有益な指摘も多いのであるが、その点で日本語の分析の方は物足りなさの印象が免れず、あえて筆者（主査）の個人的見解を述

べるならば、日本語についての分析記述も、各構文に関する日本語学の（意志性とは直接関係のない）先行研究をあまり意識することなく、もっと徹底してタイ語について行ったのと同じやり方でやっていた方がかえって著者の意図を明確にすることが出来たのではないかと思われる。最後の第六章は結論にあてられているが、実際にはむしろそれまでの叙述の要約といった方がよいものになっている。

論文審査委員の間からは、本論文を積極的に評価する意見と、批判的な意見とが提出された。本論文を積極的に評価する意見としては、概ね次の点が上げられた。

（1）タイ語文法研究に対する新たな知見と、タイ語学習者のタイ語理解にとって有益な指摘が随所にあって、タイ語学の論文として貢献度が十分に高いものがある。

（2）タイ語と日本語の間に意志性に関する違いがあるということに注意を喚起すること自体が、日本におけるタイ語教育にも、タイにおける日本語教育にも、示唆するところ大である。

一方、批判的な意見は様々であったが、主たるもののは次の点であった。

（1）単にタイ語と日本語で意志性の現れ方が違うことの指摘にとどまらず、意志性ということ自体についてのもっと新しい見方とか新たな理論的枠組みのようなものを追究するという姿勢に欠けていなかったか。

（2）ただ日本語では意志性が曖昧ということを指摘するだけではなく、たとえば意志的他動詞の無意志化についてもどんな動詞とどんな動詞がどんな条件でそうなるのかをもっと網羅的に整理する必要があろうし、そのためには暫定的でもよいから全動詞の意志性に基づく分類リストを作つておくことが必要だったのではないか。

（3）また、日本語では意志性が曖昧ということの事例として目的表現について「ために」と「ように」の区別を意志性以外の要因に求めようとするが、無理があり、実は問題になるのは「ように」が期待されるときに「ために」が生じうるという点だけなのであるから、そのような場合の条件を具体的かつ網羅的に調べる必要があったのではないか。

（4）本論文で取り上げた構文と取り上げなかった構文があるが、その選択の理由について何らかの言及が必要だったのではないか。

（5）その他、受動文、目的表現について、個々の具体的な疑問点、問題点が指摘された。

これらの批判的意見には、今後の課題として著者が取り組むことが期待される重要な意見が含まれており、とりわけ（2）と（3）はすでにタイ・カセサート大学にて日本語担当教官として教鞭をとる著者が本論文の後に直ちに取り組んで然るべき課題であろうと思われ、またすでに本人もその意志を表明している。

以上、本論文に対する評価と意見、および口述審査における応答内容を総合的に判断した結果、指摘された批判点を考慮してもなお本論文を学位申請論文として十分に高く評価することができるここと、また指摘された批判点は主として今後の課題として取り組むべき性質のものであり、本人によつてその意志もすでに表明されていることを考慮して、審査委員会としては、五人の審査委員全員一致で、ブッサバー・パンチョンマニー氏に対して博士の学位を授与することが適当であるとの判断に至つたものである。